

実績評価書

【資料2-1】

(厚生労働省3(Ⅲ-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」とされている。</p> <p>○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>我が国経済はデフレ脱却への道筋を進んでいるが、平成29年3月、総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」における課題として、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされている。こうした認識の下、「働き方改革実行計画」等において、最低賃金の引上げや最低賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を図ることとしている。</p> <p>[最低賃金の全国加重平均額の推移] 平成25年度:764円(+15円)、平成26年度:780円(+16円)、平成27年度:798円(+18円)、平成28年度:823円(+25円)、平成29年度:848円(+25円)、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)</p> <p>このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要があるため。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1(課題1)</p>	<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。</p>		<p>最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>864,628</p>	<p>686,925</p>	<p>1,086,613</p>	<p>1,188,893</p>	<p>1,188,922</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>550,489</p>	<p>1,308,212</p>	<p>1,377,100</p>	<p>13,513,507</p>		
<p>繰越し等(c)</p>	<p>37,972</p>	<p>-749,471</p>	<p>-81,888</p>	<p>-11,201,885</p>		
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>1,453,089</p>	<p>1,245,666</p>	<p>2,381,825</p>	<p>3,500,515</p>		
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>632,248</p>	<p>397,236</p>	<p>825,498</p>	<p>3,111,773</p>		
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>43.5%</p>	<p>31.9%</p>	<p>34.7%</p>	<p>88.9%</p>		
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2022</p>		<p>令和4年6月7日 閣議決定</p>	<p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。</p>		
	<p>○第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説</p>		<p>令和4年1月17日</p>	<p>賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、中小企業が原材料の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めます。春には、春闘があります。近年、賃上げ率の低下傾向が続いていますが、このトレンドを一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待します。できる限り早期に、全国加重平均1000円以上となるよう、最低賃金の見直しにも取り組んでいきます。</p>		
	<p>○第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説</p>		<p>令和4年2月25日</p>	<p>併せて、看護、介護・障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組めます。また、最低賃金については、できる限り早期に、全国加重平均が千円以上となるよう、その見直しにも取り組んでまいります。</p>		

指標1 業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	指標の選定理由	・ 業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、過去の実績から設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件							
指標2	指標の選定理由	・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数(推計)の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善助成金については、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることから、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。 ・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。(平成30年度以前は事業場規模による制限なし) ・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。 ・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。 							
	卸売業、小売業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標
卸売業、小売業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	90件	260件	297件	318件	306件	306件	306件		
		123件	141件	77件	95件	661件			
宿泊業、飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
49件	124件	169件	202件	172件	172件	172件			
	97件	86件	69件	125件	827件				
サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
4件	41件	63件	37件	59件	59件	59件			
	35件	30件	15件	19件	147件				
製造業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
54件	121件	161件	149件	155件	155件	155件			
	115件	145件	103件	86件	736件				
医療、福祉の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
44件	37件	58件	42件	60件	60件	60件			
	48件	144件	65件	126件	490件				
生活関連サービス業、娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
25件	41件	56件	51件	53件	53件	53件			
	85件	114件	109件	67件	571件				

測定指標

◎

指標3 業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場の最低時間給以外の労働者について、賃金引上げを行った割合(アウトカム)	指標の選定理由	業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場で最も低い賃金で働く労働者以外の労働者に対する賃金引上げの影響を図ることができ、また、一度の設備投資等により多くの労働者の生産性が向上していることを測ることができるため、指標として選定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、過去の実績から設定した。 (参考)平成27年度実績:81%、平成28年度実績:68%							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		(△)
	81%	80%	70%	70%	70%	70%	70%		
	66%	58%	59%	60%	集計中 (9月頃公表 予定)				
【参考】指標4 最低賃金特設サイト(最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ)閲覧数	実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	-	-	5314pv	56万pv	11万pv				
【参考】指標5 最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率(推計)	実績値								
	産業計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		100%	100%	100%	100%	100%			
	卸売業、小売業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		37.2%	33.0%	35.3%	34.0%	34.0%			
	宿泊業、飲食サービス業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		17.7%	18.8%	22.4%	19.1%	19.1%			
	サービス業(他に分類されないもの)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		5.9%	7.0%	4.1%	6.5%	6.5%			
	製造業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
17.3%		17.9%	16.5%	17.2%	17.2%				
医療、福祉	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	5.3%	6.4%	4.7%	6.7%	6.7%				
生活関連サービス業、娯楽業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	5.9%	6.2%	5.7%	5.9%	5.9%				
【参考】指標6 常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数(下位5%)	実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	※ 賃金構造基本統計調査より算出しているため、調査年6月分(最低賃金改定前)の給与についての数値であることに留意が必要。	832円	852円	876円	891円	901円			

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者会議WG後に記載予定
-----------------	---------------

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】	
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】	
		(判定理由) <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和3年度における累次の要件緩和・特例コースの新設等により目標値であった900件を大幅に超え、目標達成した。 指標2については、いずれの業種においても目標を大幅に超え、目標達成した。 指標3について現在集計中であるが、令和2年度までの実績を踏まえると、目標に満たないと考えられる。ただし、平成29年度から令和2年度までの達成度(実績値/目標値×100)はいずれも80%以上であるため、指標の達成状況としては、「(△):概ね目標を達成しているとみなせる」と判断した。 以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「(△)」となったが、主要な指標である業務改善助成金の支給決定件数については実績値が大幅に改善しており、引き続きの業務改善助成金の支給により、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援につながることから判定結果は【達成に向けて進展あり】に区分されるものとしてBとした。 	
	施策の分析	(有効性の評価)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1から2については、①累次の要件緩和・特例コースの新設等により目標を達成する支給決定がなされたこと、②いずれの事業場においても生産性向上がみられるとともに、最低賃金引上げも実施されたことから、業務改善助成金制度は有効に機能していると評価できる。 指標3については、目標に満たないと考えられるが、業務改善助成金の支給により一定程度の賃金引上げが行われていることが確認できるため、業務改善助成金の支給は他の労働者への賃上げ波及に一定程度の有効性があると考えられる。
		(効率性の評価)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1から3について、支給件数が大幅に増え、執行率も上がったところ、①業務改善助成金は賃上げ補填ではなく生産性向上への支援であること、②支給の際には賃金の引上げを確認した上で適切に支給していることから、効率的に施策を実施していると評価できる。
		(現状分析)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2については、令和3年度の実績値は3,856件であり、目標を大幅に上回って達成した。累次の要件緩和等により、様々な業種に支援が行きわたったものと考えられる。
		<ul style="list-style-type: none"> 指標3については、指標を取る際に対象とする労働者の賃金額の範囲について、その時点における最低賃金額の政府目標等を踏まえながら設定しているため、年度によってその範囲が異なっている。このため、過去の指標を参考に一定の目標値を立て、経年でモニタリングをすることになじまないものと考えられる。 	
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2については、目標を達成したことから、引き続き当該指標を維持し、予算額の状態等を見ながら適切に次の目標値を設定する。 指標3については、「助成事業場において、時間給1,000円未満の労働者のうち賃金引上げが行われた労働者の割合」とするなど、より適切な指標への差し替えについて検討する。 	

参考・関連資料等	厚生労働省ホームページ(最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/index.html 最低賃金特設サイト URL: https://saiteichingin.info/ 経済財政運営と改革の基本方針2022 URL: https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html 関連する事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_3-1-2.html
----------	--

担当部局名	労働基準局賃金課	作成責任者名	賃金課長 岡 英範	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	--------